

東京都共同募金会多摩地区協力会

赤い羽根共同募金 地域配分（B 配分）募集要項
＜30年度申請31年度使用分＞

[目的]

多摩市内でお寄せいただいた赤い羽根共同募金の一定割合を、多摩市内の社会福祉施設・団体支援に有効に活用することを目的としています。

地域性の高い施設・団体がおこなう地域福祉の増進を目的とした具体的な事業が対象となります。



じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

[問合せ・申請書提出先]

社会福祉法人 多摩市社会福祉協議会内

東京都共同募金会 多摩地区協力会

〒206-0032 多摩市南野3丁目15番-1 二幸産業・NSP健幸福祉プラザ
(総合福祉センター) 7階 総務係

電話：042-373-5611 FAX：042-373-5612

ホームページ：<http://www.tamashakyo.jp/>

多摩市社協

検索



※ 募集要項、申込書はホームページからダウンロードできます

1. 応募資格

多摩市内に所在し、地域福祉の推進を目的とする事業をおこなう各種民間社会福祉施設、団体などで、申請時点において事業開始から1年経過していること。

- ① 児童厚生施設（児童館等）
- ② 保育施設（保育室・認証保育所を含む）
- ③ 障がい者の就労及び地域生活支援事業をおこなう施設・団体
- ④ 社会福祉関係通知等による施設（介護保険施設等）
- ⑤ その他（地域福祉の推進を目的とする団体で、地区配分推せん委員会において認められたもの、東京都共同募金会配分委員会により認められたもの）

例：一般社団法人が実施している無料学習塾

※企業法人が経営する施設は対象となりません

2. 申請対象事業

<申請にあたって、次の事柄をご確認ください>

- ① 地域福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも十分に応えられる事業であること
- ② 平成31年度に購入・実施する事業であること
- ③ 申請は1施設・団体につき1事業に限ること（例：目的の異なる2つ以上の備品整備や備品整備と宿泊研修を合わせての申請はできません）

1. 備品整備事業（原則として5年以上日常的に使用するものとし、赤い羽根共同募金の明記ができるもの。）

- ① 利用者の生活のためのもの（※防災備品等は日常的に使用しないため対象外）
- ② 授産事業、利用者の生活・就業訓練などで使用するもの
- ③ 地区配分推せん委員会で認めたもの

2. 小破修理（5年以上の使用見込みのあるもののみ）

- ① 利用者が使用する建物などのドア、窓や床、トイレなどの小規模な修理や改修

3. 研修・講習会など（1つの内容とし、利用者一人につき1回、効果の一連性を基準とする）

- ① 利用者の日常生活訓練に資するもの（宿泊訓練含む）
- ② 利用者の社会生活訓練に資するもの（交流事業含む）
- ③ 利用者の生活向上のための講座、健康診断など（職員は対象としない）

※日常生活訓練・社会生活訓練については、時期・内容・行先を明記してください。

<対象除外経費・事業>

- ① 政治・宗教等に利用されている傾向がある事業、または営利のために行っているとみなされる事業
- ② 国または地方公共団体が経営の責任を負う事業
- ③ 配分審査の時点で既に着手している事業
- ④ 共同募金の配分金によるものであることを明確に表示できない事業
- ⑤ 公的補助金または他の助成団体の助成金により実施される事業
- ⑥ 施設・団体維持のための運営費（家賃、光熱水費、人件費など）
- ⑦ 管理用の備品整備（パソコン、カメラ、コピー機、書庫、事務機 など）
- ⑧ 配分対象備品の間接的経費（備品処分費、送料、修理保証費 など）
- ⑨ 飲食費

3. 配分申請額

事業内容により 20 万円以内（万円未満切り捨て）

※補助率は申請事業費の 75%以内です（25%以上は施設・団体で負担。利用者負担金は申請事業費から除く。）

※申請額が、そのまま配分決定額とはなりません。募金額や申請状況、審査により、配分の可否・配分決定額が決まります

<審査の基準>

①事業の必要性	小破修理や利用者の必要性が高い備品など、緊急性の高いものを優先します。
②ニーズに応じた取り組み	法律や制度に基づいた団体の在り方を超えて、利用者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取り組みを行う団体を優先します。
③自助努力	事業所内で申請事業内容に対する自助努力が行われているものを優先します。
④募金協力実績	赤い羽根共同募金や地域ささえあい募金（歳末たすけあい運動）等の募金活動への協力実績が多い事業所を優先する。

4. 申請書式

「地域配分（B 配分）申請書」をダウンロードしてお使いください。

・ダウンロードする環境がない場合は、返信用封筒（返信先記入済み、92 円切手貼付）を表記申請書提出先にお送りください。申請書用紙をお送りいたします。

※申請書記入要領と記入例を必ずご覧ください。申請書に不備があると提出できません。

5. 添付書類

- ① 備品整備、小破修理の場合は見積書(定額および値引き額の記載にあるもの)の写し
- ② 事業実施の場合は、実施計画書(予算書含む)*書式任意。施設・団体責任者名の記載及び捺印必須。

6. 申請書提出期間

平成 30 年 9 月 10 日(月)から平成 30 年 11 月 9 日(金) 必着

※受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時

7. 申請上の注意および申請書提出先

- 申請書の提出にあたっては、記入要領をお読みの上、不備や不足のないようご注意ください。
- 複数の施設を運営する法人で、複数の施設から「地域配分(B配分)」申請を行う場合は、法人でお取りまとめください。
- 所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と併せて、社会福祉協議会総務係(表紙に記載)に郵送もしくはお持ちください。
- 提出後、申請内容について聞き取りのためご連絡する場合があります。

8. 配分の決定について

1. 平成 31 年 1 月開催の多摩地区協会の配分推せん委員会の決定をもって、東京都共同募金会に推せんを行います。
2. 平成 31 年 3 月下旬に開催の東京都共同募金会理事会・評議員会で決定後、文書を以って通知します。

9. 配分交付時期

平成 31 年 6 月に送金予定

※一法人で複数施設の配分が決定された場合、その全施設の配分金を合算し、当該法人が管理する口座へ振り込みます。

10. 配分金額決定後の留意事項

- 配分金額決定後の用途変更は、原則として認められておりません。
- 配分金額決定後に、申請事業の実施が困難となった場合は、全額返還となります。

11. 報告等について

事業終了後、30日以内に使途報告書を提出してください。

※使途報告書の提出がされない場合は、翌年度以降の配分申請をお断りする場合がありますので、ご承知おきください。

12. 共同募金運動への協力をお願い

配分金は、赤い羽根共同募金運動に寄せられた募金が財源になります。配分が決定した施設・団体の皆様は、趣旨をご理解いただき、平成30年度の募金活動（街頭募金等）へのご協力をお願いいたします。